

千葉県告示第850号

道路の供用の開始

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始します。

その関係図面は、千葉県建設局土木部路政課において、平成30年11月9日から2週間一般の縦覧に供します。

平成30年11月9日

千葉市長 熊谷俊人

路線名	供用開始区間	供用開始期日
市道 土気町17号線	緑区下大和田町2705番1から 緑区下大和田町2510番1まで	平成30年11月9日